事業内容等変更の手引

令和５年３月

環境局総務部環境政策課

はじめに

・環境影響評価の手続中に対象事業の目的・内容（事業内容等）を変更するときは、東京都環境影響評価条例（以下「条例」という。）に基づき、**知事への届出が必要である。**（条例第 37 条・62 条）。
・条例の一部改正（平成 30 年東京都条例第 119 号）・同条例施行規則の一部改正（平成 31 年東京都規則第 74 号）によって、**事業内容等を変更する際の届出要件が、条例及び規則に定められた**（令和 2 年 4 月 1 日施行）。
・条例第 37 条・第 62 条において、**軽微なものなど規則で定める変更については、届出が不要**とされ、その具体的な要件が規則に定められている（規則第 47 条・第 74 条）。
・この手引は、届出が不要（必要）となる条件や変更手続の流れについて、事例も交えて解説するものである。

届出を不要とする要件は、以下に示す①～④を全て満たす場合である。①～④のうち、一つでも該当しないものがあれば届出が必要となる。

■届出が不要となる要件：以下の①～④を**全て**満たす変更

① 施設の長さ、敷地面積、処理能力その他の数値で表される対象事業の**基本的な諸元以外の変更、当該基本的な諸元が減少するもの又は基本的諸元の増加が 10%未満である変更**。ただし、**環境に相当な程度の影響を及ぼすおそれがあると認めるべき特別の事情がある変更を除く**。
② 変更後の対象事業について、変更前の事業段階関係区市町村長以外の区市町村長が含まれていない変更
③ **工期を変更しない**変更
④ 次に掲げる時期の区分に応じ、それぞれ次に定める事項をいずれも変更する必要がない変更

イ　**調査計画書の提出から評価書案等の提出まで**
　　調査計画書に記載した環境影響評価の項目
ロ　**評価書案等の提出から評価書等の提出まで**
　　評価書案に記載した環境影響評価の項目並びに環境に及ぼす影響の予測及び評価の内容
ハ　**条例 24 条の規定による対象計画策定の報告から評価書案等又は評価書等の提出まで**
　　特例環境配慮書に記載した影響評価の項目並びに環境に及ぼす影響の予測及び評価の内容
ニ　**評価書等の提出から工事完了の届出まで**
　　評価書に記載した環境影響評価の項目並びに環境に及ぼす影響の予測及び評価の内容

図１　変更手続の流れ

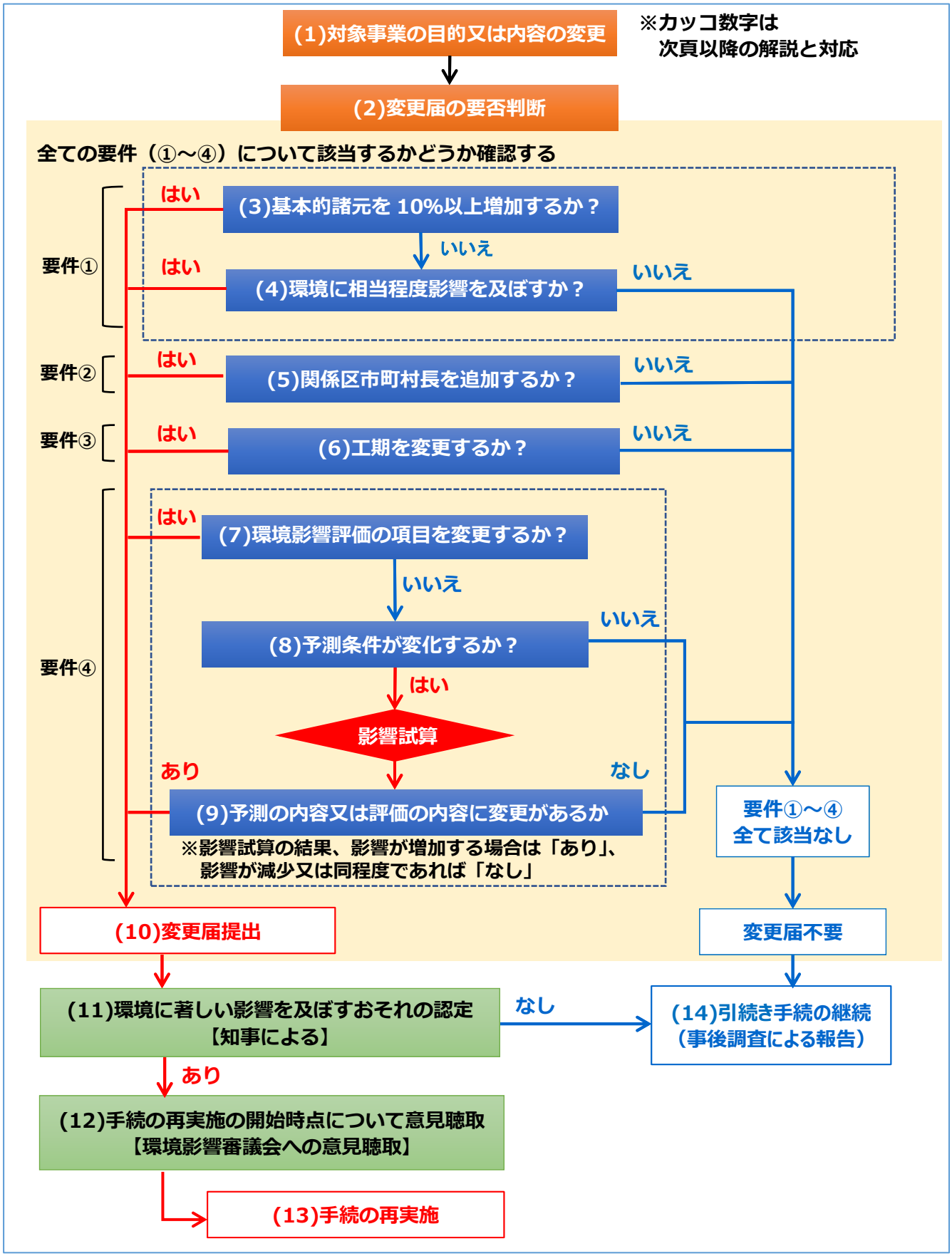
(1)対象事業の目的又は内容の変更
※カッコ数字は
次頁以降の解説と対応
(2)変更届の要否判断
全ての要件（①～④）について該当するかどうか確認する
要件①
はい
(3)基本的諸元を 10%以上増加するか？
いいえ
はい
(4)環境に相当程度影響を及ぼすか？
いいえ
要件②
はい
(5)関係区市町村長を追加するか？
いいえ
要件③
はい
(6)工期を変更するか？
いいえ
要件④
はい
(7)環境影響評価の項目を変更するか？
いいえ
(8)予測条件が変化するか？
いいえ
はい
影響試算
あり
なし
(9)予測の内容又は評価の内容に変更があるか
※影響試算の結果、影響が増加する場合は「あり」、
影響が減少又は同程度であれば「なし」
要件①～④
全て該当なし
(10)変更届提出
変更届不要
(11)環境に著しい影響を及ぼすおそれの認定
【知事による】
なし
(14)引続き手続の継続
（事後調査による報告）
あり
(12)手続の再実施の開始時点について意見聴取
【環境影響審議会への意見聴取】
(13)手続の再実施

変更手続の流れ（フロー図）の解説

(1)　対象事業の目的又は内容の変更

・事業者は、環境影響評価の手続中に次に掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない（条例第 37 条・62 条）。

　➢ 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

　➢ 対象事業の名称、目的及び内容

・ただし、対象事業の目的又は内容の変更をしようとする場合において、当該変更が軽微なものなど規則で定める変更（規則 47 条第 2 項、74 条第 2 項）に該当するときは、届出は不要である。

・事業者は、変更の内容から届出の要否について判断する。

(2)　変更届の要否判断

・フロー図内の「変更届の要否判断」に従って、届出の要否を判断する。

・変更届が不要または必要となる条件はそれぞれ表 1 のとおりである。

・調査計画書の提出から評価書案の提出までに調査計画書に記載した環境影響評価の項目を変更したときは、変更届の提出が必要となる。

表 1　変更届の要否条件

変更届が不要となる場合	変更届が必要となる場合
■以下を全て満たす場合は変更届が不要	**■以下のいずれか 1 つ以上に該当する場合は変更届が必要**
・基本的諸元の増加が 10%未満	・基本的諸元を 10%以上増加させる
・関係区市町村長を追加しない	・関係区市町村長を追加する
・工期を変更しない	・工期を変更する
・環境影響評価項目を追加／除外しない	・環境影響評価項目を追加／除外する
・予測の内容を変更しない	・予測の内容を変更する
・評価の内容を変更しない	・評価の内容を変更する

(3)　基本的諸元

・**「基本的諸元」とは、環境影響評価（計画段階・事業段階）の対象事業の要件とされている諸元**であり、対象事業ごとの基本的諸元は表 2 に示すとおりである。

・**基本的諸元が 10%以上増加する場合は変更届の提出が必要**となる。

・手続の再実施については変更届の記載内容から判断されるが、**基本的諸元を 10%以上増加する変更については手続の再実施となる場合がある。**

表２　対象事業別基本的諸元一覧（令和３年１月１日から）

対象事業		対象事業の要件	基本的諸元
1　道路の新築又は改築	高速自動車国道	■新設：全て ■改築：改築区間 1 ㎞以上 イ）車線数の増加 ロ）新たに道路を設けるもの ハ）地下移設、高架移設その他の移設（知事が定める軽微なものを除く） ニ）高架の道路又は橋りょうの施設更新（橋脚、橋台、桁の除却を伴う場合に限る） ※1 ㎞未満は対象事業の一部として実施する場合又は対象事業を延長する場合対象。（知事が定める軽微なものを除く）	・車線数 ・道路延長
	その他の道路	■新設：1 ㎞以上、4 車線以上 ※1 ㎞未満は対象事業の一部として実施する場合又は対象事業を延長する場合対象。（知事が定める軽微なものを除く） ■改築：改築区間 1 ㎞以上、4 車線以上 ※1 ㎞未満は対象事業の一部として実施又は対象事業を延長する場合対象。（知事が定める軽微なものを除く）	・車線数 ・道路延長
2　ダム、故障水位調節施設、放水路、堰の新築又は改築	ダム	■新設：堤頂高さ 15m以上 かつ 湛水区域面積 75ha 以上	・堰堤高 ・貯留区域面積
	堰	■新設：湛水面積 75ha 以上 ■改築：増加湛水面積 37.5ha 以上 かつ 湛水面積 75ha 以上	・貯留区域面積
	湖沼水位調節施設の新築	■新設：土地面積及び最大露出水底面積の合計 75ha 以上	・土地面積 ・施設面積
	放水路	■新設：河川区域幅 30m 以上 かつ 長さ 1 ㎞以上 又は土地の形状変更 75ha 以上	・河川幅・長さ ・形状変更面積
3　鉄道、軌道又はモノレールの建設又は改良		■建設：全て ■改良：改良区間 1 ㎞以上 イ）増設（一の停車場に係るものを除く） ロ）地下移設、高架移設その他の移設（知事が定める軽微なものを除く） ハ）高架本線路又は橋りょうの施設更新（橋脚、橋台、桁の除却を伴う場合に限る） ※1 ㎞未満は対象事業の一部として実施又は対象事業を延長する場合対象。（知事が定める軽微なものを除く）	・路線延長
4　飛行場の設置又は変更	飛行場	■新設：全て	―
	滑走路	■新設：全て ■位置の変更：全て ■延長：等級の変更を伴うもの等	・等級
5　発電所又は送電線路の設置又は変更	火力	■新設：11.25 万 kW 以上 ■増設：増加する出力 5.625 万 kW 以上 かつ 増設後出力 11.25 万 kW 以上 ■更新：イ）更新後出力 11.25 万 kW 以上（ロを除く） ロ）増加する出力 5.625 万 kW 以上かつ 更新後出力 11.25 万 kW 以上	・発電容量

	水力	■新設：2.25 万 kW 以上 ■増設：増加する出力 1.125 万 kW 以上 かつ 増設後出力 2.25 万 kW 以上 ■更新：イ）更新後出力 2.25 万 kW 以上（ロを除く） ロ）増加する出力 1.125 万 kW 以上かつ 更新後出力 2.25 万 kW 以上	・発電容量
	地熱	■新設：7500kW 以上 ■増設：増加する出力 3750kW 以上 かつ 増設後出力 7500kW 以上 ■更新：イ）更新後出力 7500kW 以上（ロを除く） ロ）増加する出力 3750kW 以上かつ 更新後出力 7500kW 以上	・発電容量
	原子力	■新設：全て ■増設：全て	―
	送電線路	■新設：17 万 V 以上 かつ 1km 以上 ■延長：17 万 V 以上 かつ延長区間 1km 以上 ■昇圧：17 万 V 以上　かつ 1km 以上 ■移設：17 万 V 以上 かつ 1km 以上（鉄塔移設を伴う場合に限る） ■更新：17 万 V 以上 かつ 1km 以上（鉄塔除却を伴う場合に限る）	・電圧 ・送電線路延長
6　ガス製造所の設置又は変更		■設置：製造能力 150 万Ｎ㎥/日以上 ■増設：製造能力の増加 75 万Ｎ㎥/日以上 かつ　増設後計 150 万Ｎ㎥/日以上	・製造能力
7　石油パイプライン又は石油貯蔵所の設置又は変更	石油パイプライン	■設置：導管が 15 ㎞を超える（地下埋設部除く） ■延長：7.5 ㎞以上の延長 かつ 延長後計 15 ㎞以上	・導管延長
	石油貯蔵所	■新設：貯蔵能力 3 万kℓ以上 ■増設：貯蔵能力の増加 1.5 万kℓ以上　かつ増設後計 3 万kℓ以上（更新を除く） ■更新：イ）更新後貯蔵能力 3 万kℓ以上（ロを除く） ロ）増加する貯蔵能力 1.5 万kℓ以上　かつ更新後貯蔵能力 3 万kℓ以上	・貯蔵能力
8　工場の設置又は変更		＜製造業で公害型の工場＞ ■新設：イ）敷地面積 9,000 ㎡以上 ロ）建築面積 3,000 ㎡以上 ■増設（更新を除く）： イ）敷地面積の増加 4,500 ㎡以上　かつ増設後敷地面積 9,000 ㎡以上 ロ）建築面積の増加 1,500 ㎡以上　かつ増設後建築面積 3,000 ㎡以上 ■更新：イ）更新後敷地面積 9,000 ㎡以上（既存施設全部除却の場合） ロ）増加する敷地面積 4,500 ㎡以上　かつ更新後敷地面積 9,000 ㎡以上（既存施設一部除却の場合） ハ）新たな施設の建築面積 3,000 ㎡以上（二を除く） ニ）増加する建築面積 1,500 ㎡以上　かつ更新後建築面積 3,000 ㎡以上	・敷地面積 ・建築面積
9　終末処理場の設置又は変更		■新設：イ）敷地面積 5ha 以上 ロ）汚泥処理能力 100t/日以上 ■増設（更新を除く）： イ）増加する敷地面積 2.5ha 以上 かつ 増設後敷地面積 5ha 以上	・敷地面積 ・汚泥処理能力

		ロ）増加する汚泥処理能力 50t/日以上 かつ 増設後処理能力 100t/日以上 ■更新：イ）更新後敷地面積 5ha 以上（既存施設全部除却の場合） ロ）増加する敷地面積 2.5ha 以上 かつ 更新後敷地面積 5ha 以上（既存施設一部除却の場合） ハ）新たな施設の施行区域面積 5ha 以上 ニ）新たな施設の汚泥処理能力 100t/日以上（ホを除く） ホ）増加する汚泥処理能力 50t/日以上 かつ 更新後汚泥処理能力 100t/日以上	
10 廃棄物処理施設の設置又は変更	ごみ処理施設	■新設：処理能力合計 200t/日以上 ■増設：増加する処理能力合計 100t/日以上 かつ 増設後の処理能力合計 200t/日以上（更新を除く） ■更新：イ）新たな施設の処理能力 200t/日以上（ロを除く） ロ）増加する処理能力 100t/日以上 かつ 更新後処理能力 200t/日以上	・処理能力
	し尿処理施設	■新設：処理能力 100 kℓ/日以上 ■増設：増加する処理能力 50 kℓ/日以上 かつ 増設後の処理能力 100 kℓ/日以上（更新を除く） ■更新：イ）新たな施設の処理能力 100 kℓ/日以上（ロを除く） ロ）増加する処理能力 50 kℓ/日以上 かつ 更新後処理能力 100 kℓ/日以上	・処理能力
	陸上最終処分場	■設置：埋立面積 1ha 以上 又は 埋立容量 5 万㎥以上 ■増設：増加する埋立面積 5,000 ㎡以上 かつ 増設後の埋立面積 1ha 以上 又は 増加する埋立容量 2.5 万㎥以上 かつ 増設後の埋立容量 5 万㎥以上	・埋立面積 ・埋立容量
	（特定有害産業廃棄物）	■設置：埋立面積 1,000 ㎡以上 ■増設：増加する埋立面積 500 ㎡以上 かつ 増設後面積 1,000 ㎡以上	・埋立面積 ・埋立容量
	産業廃棄物の中間処理施設	■新設：イ）敷地面積 9,000 ㎡以上 ロ）建築面積 3,000 ㎡以上 ■増設：イ）増加する敷地面積 4,500 ㎡以上 かつ 増設後面積 9,000 ㎡以上 ロ）増加する建築面積 4,500 ㎡以上 かつ 増加後面積 3,000 ㎡以上 ■更新 イ）新たな敷地面積 9,000 ㎡以上（既存施設全部除却の場合） ロ）増加する敷地面積 1,500 ㎡以上 かつ 更新後面積 9,000 ㎡以上（既存施設一部除却の場合） ハ）新たな施設の建築面積 3,000 ㎡以上（ニを除く） ニ）増加する建築面積 1,500 ㎡以上 かつ 更新後建築面積 3,000 ㎡以上	・敷地面積 ・建築面積
11 埋立又は干拓		埋立又は干拓面積 15ha 以上	・埋立又は干拓面積

12　ふ頭の設置		■新設：係船岸の水深 12m 以上かつ 長さ 240m 以上 ■更新：更新後の水深 12m以上　かつ　長さ 240m以上（岸壁の除却を伴う場合に限る）	・係船岸の水深 ・ふ頭長
13　住宅団地の設置		■新設：住宅戸数 1,500 戸以上 ■更新：新たな住宅戸数 1,500 戸以上	・住宅戸数
14　高層建築物の設置		■新設：高さ 100m 超 かつ　延べ面積 10 万㎡超 ■更新：新た建築物の高さ 100m超　かつ　延べ面積 10 万㎡超	・高さ ・延べ面積
	（特定の地域）	■新設：高さ 180m 超 かつ　延べ面積 15 万㎡超 ■更新：新たな建築物の高さ 180m超　かつ　延べ面積 15 万㎡超	・高さ ・延べ面積
15　自動車駐車場の設置又は変更	路外駐車場（臨時に設置するものを除く）	■新設：同時駐車能力 1,000 台以上 （住宅の居住者用を除く） ■増設：増加する同時駐車能力 500 台以上 かつ 増設後同時駐車能力 1,000 台以上 （住宅の居住者用を除く）（更新を除く） ■更新：イ）新たな同時駐車能力 1,000 台以上 （住宅の居住者用を除く）（ロを除く） ロ）増加する同時駐車能力 500 台以上　かつ 更新後同時駐車能力 1,000 台以上 （住宅の居住者用を除く）	・同時駐車能力
16　卸売市場の設置又は変更		■新設：敷地面積 10ha 以上 ■増設：増加する敷地面積 5ha 以上　かつ 増設後敷地面積 10ha 以上（更新を除く） ■更新：イ）敷地面積 10ha 以上（既存施設全部除却の場合） ロ）増加する敷地面積 5ha 以上　かつ　更新後面積 10ha 以上（既存施設一部除却の場合） ハ）新たな施設の施行区域面積 10ha 以上	・敷地面積
17　流通業務団地造成事業		全てのもの	―
18　土地区画整理事業		事業区域面積 40ha 以上 ※樹林地等を 15ha 以上含む場合は事業区域面積 20ha 以上	・事業区域面積
19　新住宅市街地開発事業		事業区域面積 40ha 以上	・事業区域面積
20　工業団地造成事業		全てのもの	・全てのもの
21　市街地再開発事業		事業区域面積 20ha 以上	・事業区域面積
22　新都市基盤整備事業		全てのもの	―
23　住宅街区整備事業		事業区域面積 20ha 以上	・事業区域面積
24　第二種特定工作物の設置又は変更		■新設：事業区域面積 40ha 以上 ※樹林地等を 15ha 以上含む場合は 20ha 以上 ■増設：増加する事業区域面積 20ha 以上 かつ 増設後面積 40ha 以上（更新を除く） ※樹林地等を 7.5ha 以上含む場合は増加する事業区域面積 10ha 以上 ■更新：イ）新たな事業区域面積 40ha 以上 ※樹林地等を 15ha 以上含む場合は事業区域面積 20ha 以上（ロただし書きを除く） ロ）増加する事業区域面積 20ha 以上 かつ 更新後面積 40ha 以上 ※樹林地等を 7.5ha 以上含む場合は増加する事業区域面積 10ha 以上	・事業区域面積

25　建築物用の土地の造成	事業区域面積 40ha 以上 ※樹林地等を 15ha 以上含む場合は増加する事業区域面積 20ha 以上	・事業区域面積
26　土石の採取又は鉱物の採掘	施行区域面積 10ha 以上 ※工区を分割する場合は全体の区域面積	・施行区域面積

備考　知事が別に定めるもの（東京都告示第千五百十号）

【道路の軽微な移設等】

1　軽微な移設（高速自動車国道　改築　ハ）

道路の区域又は構造の変更を伴わないものであって、環境に及ぼす影響が小さいことが明らかであること。

2　対象事業の規模で軽微なもの（高速自動車国道、その他の道路）

施行区域が都市計画法第九条に規定する地域に接しないものであって、環境に及ぼす影響が小さいことが明らかであるもの。

【鉄道の軽微な移設等】

1　軽微な移設（鉄道、軌道又はモノレール　改良　ロ）

一の停車場の区域内における移設（本線路の構造の変更を伴わないものに限る。）であって、環境に及ぼす影響が小さいことが明らかであるもの。

2　対象事業の規模で軽微なもの（鉄道、軌道又はモノレール）

施工区域が法第 9 条（第十二項及び第十三項を除く。）に規定する地域に接しないものであって、環境に及ぼす影響が小さいことが明らかであるもの。

【施設更新に該当しない行為】

1　間仕切壁、間柱その他の建築物の構造上重要でない部分に係る工事

2　既存の施設に附属する物置その他の工作物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱のみを有する簡易な構造のものに限る。）を設置する工事。

3　1，2 に掲げるもののほか、既存の施設の機能を維持し、又は回復させるための工事。

(4)　環境への相当程度の影響

・基本的諸元の増加が 10%未満／基本的諸元が減少／基本的諸元以外の諸元を変更／とする場合は、原則的に要件①には該当しない。

・ただし、**環境に相当程度の影響を及ぼすおそれがある場合には、変更届が必要となる。**

・要件①の環境に相当程度の影響を及ぼすおそれについては、変更の内容から評価の内容に変更をもたらすような定性的な影響の発生又は増加が起こりうるかという観点から事業者が判断することとなるが、環境への影響の変化は事業の立地等によっても異なることから、届出要否の判断については、事前の相談等が必要となる場合がある。

・相当程度の影響とは、事業の実施により現況に環境負荷が加わる状態を指し、例えば、変更の程度は小さいが、重要な保全対象種の生育・生息地があり、これを改変若しくは消失又は質を低下させるような変更がある場合は、「環境に相当程度の影響を及ぼすおそれがある」と判断する。

(5)　関係区市町村長の変更

・関係区市町村長とは計画段階関係地域及び事業段階関係地域を管轄する区市町村長である。

計画段階関係地域	事業者が対象計画を策定しようとする地域及びその周辺地域で当該対象計画に基づく事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがある地域
事業段階関係地域	事業者が対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域で当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがある地域

・事業内容の変更により関係区市町村長が追加される場合は要件②に該当し、変更届が必要となる。
・事業内容の変更により関係区市町村長が除外される場合は、要件②には該当しない。
・関係市区町村長が追加される場合は、手続きの再実施となるときがある。

(6)　工期の変更

・**工期とは、着工届に記載された工事着手年月から工事完了年月までの期間である。**
・**工事着手年月又は工事完了年月が変更となる場合**は要件③に該当し、届出が必要となる。

(7)　環境影響評価項目の変更

・調査計画書や評価書等で記載した**環境影響評価項目を変更する場合は要件④に該当し、届出が必要**となる。変更により新たな影響の発生源が生じ、変更前は環境影響評価の対象としていなかった項目を対象とする必要が生じた場合などが考えられる。
・**環境影響評価項目を除外する場合も要件④に該当する。**変更により影響の発生源がなくなった場合などが考えられる。

(8)　予測条件の変化

・変更により、既存の環境影響評価項目の予測条件が変わり、予測結果も変化する可能性がある。
・予測条件が変わる場合、**影響の試算を行い影響が増加するか確認する**。
・予測条件が変わらない場合は要件④に該当しない。

(9)　予測の内容又は評価の内容の変更

・影響の試算の結果、**予測の内容**又は**評価の内容を変更する必要がある場合、すなわち影響が増加する場合には、要件④に該当し変更届が必要**となる。
・予測条件が変化しても、予測の内容又は評価の内容に変更がない場合、すなわち影響が減少又は同程度であれば、要件④には該当しない。

(10)　変更届の提出

・フロー図の「変更届の要否判断」において変更届が必要と判断された場合には、「事業内容等変更届」（第 45 号様式の２）を提出する。
・**事業内容等変更届には、変更の内容、予測結果及び評価並びに事後調査計画を記載**する。
・予測結果は変更前と変更後について記載し、事業内容等の変更による環境影響の変化を読み取れる内容とする。
・予測結果及び評価の記載は、予測の内容又は評価の内容に変更があった項目のみでよい。
・変更届は、変更（又は事業の中止又は廃止）を行う前に提出しなければならない。

(11)　環境に著しい影響を及ぼすおそれの認定（手続の再実施の必要性判断）

・知事は、提出された**変更届の内容から「環境に著しい影響を及ぼすおそれの有無」を認定**する。
・「環境に著しい影響を及ぼすおそれ」が**「有」と認定された場合は、環境影響評価審議会を経て手続の再実施が必要**となる。
・「環境に著しい影響を及ぼすおそれ」が**「無」と認定された場合は、手続の再実施は不要である**。
・**対象事業の要件となる基本的諸元の全てが１０％以上増加する場合又は関係区市町村長が追加される場合は、手続の再実施**となるときがある。

（12） 手続の再実施の開始時点の判断

・手続の再実施が必要となった事業については、**環境影響評価審議会の意見に基づき**手続の再実施の開始時点が決定される。

・着工後に手続の再実施が必要となった場合に、変更部分が別事業として分離できるときは、該当部分のみを別事業として手続の再実施を行い、それ以外の部分は引き続き事業を進捗できるケースもある。

（13） 手続の再実施

・環境影響評価審議会からの意見結果に基づいて決められた開始時点から、手続を再実施する。

・手続の再実施においては、変更届に記載した項目のみではなく、当該事業で環境影響評価の項目として選定した全項目について改めて予測評価を行い、各種環境影響評価図書を作成する。

（14） 引続き手続の実施

・変更届が不要となった場合及び変更届を提出したが手続の再実施不要と判断された場合は、残された手続を継続する。

・**変更届の提出有無にかかわらず、事後調査において変更部分も含めた環境影響を確認し、事後調査報告書を提出**する。

変更届の要件等の QA

（事業内容等の変更）

Q１：事業内容等の変更にはどのような変更が含まれるか？

A１：事業内容等の変更には、「基本的諸元の変更」、「基本的諸元以外の変更」、「関係区市町村長の変更」、「工期の変更」、「環境影響評価項目の変更」、「予測の内容の変更」、「評価の内容の変更」が含まれる。

（基本的諸元）

Q２：「基本的な諸元」とは何か？

A２：環境影響評価（計画段階・事業段階）の対象事業の要件とされている諸元のことである（「表２　対象事業別基本的諸元一覧」参照）。例えば、高層建築においては対象事業の要件が「高さ 100m を超え（階段室・昇降機塔等含む）かつ延べ面積 10 万㎡（駐車場面積含む）を超えるもの」であり、この場合「高さ」と「延べ面積」が基本的諸元である。

Q３：「基本的な諸元」の増加が 10%を超える場合は変更届の提出は必須か？

A３：必須である。基本的諸元は環境影響評価条例において対象事業（及び個別計画）の要件とされているものであることから、環境影響の大きさを左右する主要な諸元である。このような諸元を 10%以上増加させる場合は変更届の提出は必須となる。なお、基本的な諸元が複数ある事業では、そのいずれか一つでも 10%以上の増加がある場合、変更届の対象となる。

Q４：「基本的な諸元」の 10%未満の増加の場合、変更届は不要か？

A４：原則的に不要であるが、環境に相当程度の影響を及ぼす場合には評価の内容に変更が生じるかどうか確認し、生じる場合には変更届が必要となる。

Q５：「環境に相当程度の影響を及ぼす」とはどのように判断するのか？

A５：変更の内容から、評価の内容に変更をもたらすような定性的な影響の発生又は増加が起こりうるかという観点から事業者が判断する。例えば、変更の程度は小さいが、重要な保全対象種の生育・生息地があり、これを改変若しくは消失又は質を低下させるような変更がある場合は、「環境に相当程度の影響を及ぼすおそれがある」と判断する。事業内容等を変更した場合の環境影響の変化は、事業の立地等によって異なることから、同じ諸元の変更であっても環境影響の変化は異なる場合があり、事業ごとに判断する必要がある。

（基本的諸元以外の諸元）

Q６：基本的な諸元以外の諸元」とは何か？

A６：環境影響評価（計画段階・事業段階）の対象事業の要件とされている諸元以外の諸元のことであり、対象事業の事業計画に記載した事項全てである。事業により計画している構造物の形状･位置･デザイン（外観）、施工計画・施工方法、環境保全措置の内容など、多岐にわたる。「基本的諸元」は数値で表すことができる諸元であるが、「基本的諸元以外の諸元」には、数値で表すことができない諸元も含まれる。

「基本的諸元以外の諸元」の例
道路・線路断面構造／列車運行本数／橋梁構造／構成施設の配置・形状・処理能力・稼働計画／ エネルギー計画（冷暖房計画等）／外観／環境保全対策の内容／資材等搬出入路・置場位置等／ 工事工程（工事順序）／工法／工事用車両通行台数・ピーク時期／建設機械稼働台数・ピーク時期　等

Q７：「基本的諸元以外の諸元」の変更の場合は届出不要か？

A７：変更により予測条件が変わる場合には試算又は定性的な評価を行い、環境に及ぼす影響が増大し、評価の内容に変更が生じる場合は、変更届が必要となる。

Q８：供用後の計画は変更せず、工事工程（工事の順序等）や施工方法のみを変更する場合も「基本的諸元以外の諸元」の変更に該当するか？

A８：該当する。供用時（完成時）の計画に変更がなくても、工事工程（工事の順序等）、施工方法、工事中の一時的構造物等に変更がある場合は、「基本的諸元以外の諸元」の変更として扱う。

（関係区市町村長）

Q９：関係区市町村長とは何を指すのか？

A９：計画段階環境影響評価においては、事業者が対象計画を策定しようとする地域と、事業の実施により環境に影響を及ぼすおそれがある地域を管轄する区市町村長のことである。

事業段階環境影響評価においては、事業者が対象事業を実施しようとする地域と、事業の実施により環境に影響を及ぼすおそれがある地域を管轄する区市町村長のことである。

Q10：関係区市町村長が変更された場合、届出及び再予測評価は必要か？

A10：関係区市町村長が追加される場合は変更届の対象であり、再予測評価が必要である。また、関係区市町村長が追加される場合は手続の再実施が必要となるときがある。

（工期）

Q11：工期とはどの期間のことか？

A11：着工届に記載された工事着手年月から工事完了年月までの期間のことである。

Q12：工期を１日でも変更する場合や工期を短縮する場合も届出が必要か？

A12：工事着手年月又は工事完了年月が変わる場合は必要となる。

Q13：工事工程（工事の順序等）を変更する場合は届出が必要か？

A13：着工届に記載された工事着手年月又は工事完了年月が変わらなければ、工事工程（工事の順序等）を変更しても「工期」の変更には該当せず、届出は不要である。ただし、工事工程（工事の順序等）の変更は「基本的諸元以外の諸元」の変更に該当し、環境に相当程度の影響を及ぼす場合には、評価の内容に変更が生じるか確認し、生じる場合は変更届が必要となる。（Q8 参照）

Q14：工期の変更のみの場合も再予測評価が必要か？

A14：季節的な配慮をすべき保全対象（例えば鳥類の繁殖期）が存在する場合や、工事の変更に伴い予測条件が変わる場合などは、影響を試算の上で、影響が増加する場合には再予測評価を行う必要がある。

Q15：工期の変更のみの場合も手続の再実施になる可能性があるか？

A15：工期の変更のみであっても、環境への著しい影響があると知事によって認定された場合には手続の再実施が必要となる。

（予測の内容又は評価の内容）

Q16：「環境影響評価項目」を変更する場合は届出が必要か？

A16：必要である。変更により新たな環境影響が発生する場合など、環境影響評価項目を追加する場合は必ずその項目について予測・評価を行い、その結果を記載した変更届を提出する必要がある。また変更により除外される環境影響評価項目がある場合、除外される環境影響評価項目に対する影響が消滅したことを確認できる報告を変更届に記載しなければならない。

Q17：既存の環境影響評価項目の「予測条件」が変化する場合は届出が必要か？

A17：変化した予測条件で影響を試算し、予測の内容又は評価の内容を変更する必要が生じる場合は、変更届が必要となる。保全措置の追加、変更等を伴わず、予測の内容又は評価の内容に変更が生じない場合は、予測条件が変わったとしても変更届は不要である。

Q18：「予測の内容又は評価の内容」が変わるとはどのようなことか？

A18：変更に伴う予測条件の変化により、環境影響が増加する場合であり、変更届が必要となる。

変化した予測条件での影響試算の結果、影響が減少又は同程度であれば、予測の内容又は評価の内容に変更が生じたとはみなさず、変更届は不要である。なお、環境への影響の変化は事業の立地等によっても異なることから、届出要否の判断については、事前の相談等が必要となる場合がある。

（変更届の内容）

Q19：「変更届」を提出する場合は、全ての項目について再予測評価が必要か？

A19：新たに追加した環境影響評価項目及び環境影響が増加する環境影響評価項目のみでよい。

Q20：「変更届」には事業の変更内容のみの記載でよいか？

A20：事業の変更内容に加え、予測結果及び評価並びに事後調査計画を記載する必要がある。

（手続の再実施）

Q21：「変更届」を提出する場合、手続もやり直しになるのか？

A21：手続の再実施の要否は変更届に記載された予測結果及び評価から判断される。

Q22：手続の再実施はどのように判断されるのか？

A22：環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認定された場合には、手続の再実施が必要となる。また、全ての基本的諸元が 10%以上増加する場合又は関係区市町村長が追加される場合は、手続の再実施となるときがある。

Q23：手続の再実施が必要と判断された場合は最初（調査計画書または環境配慮書）から再実施になるのか？

A23：手続の再実施の開始時点については、環境影響評価審議会より意見を聴取し、その結果に基づいて決定されることから、必ずしも最初から再実施となるわけではない。

Q24：事業の着工後に変更が生じ、手続の再実施となった場合は、手続が完了するまで事業を停止しなければならないのか？

A24：着工後であっても、手続が完了するまでは事業を停止することになる。ただし、変更を行う部分を別事業として分離することができる場合は、変更部分のみ別事業として手続の再実施を行い、それ以外の部分は事業を停止せずに引き続き進捗させることもある。別事業として手続の再実施を行う場合は、新規事業の扱いとなり、調査計画書の段階から手続を行うこととなる。

（変更届不要の場合）

Q25：変更届不要となった場合は予定通り手続を進めればよいか？

A25：残された手続を予定どおり進めることとなるが、事後調査において変更による環境影響の変化を確認し、事後調査報告書を提出する必要がある。

変更届の事例１：要件①に該当のケース

事業種	工場の設置又は変更
対象事業の要件 （基本的諸元）	■設置：敷地面積9,000㎡以上 又は 建築面積3,000㎡以上 ■増設(施設更新を除く)：敷地面積の増加4,500㎡以上 かつ 増設後敷地面積9,000㎡以上 又は建築面積の増加1,500㎡以上 かつ 増設後建築面積3,000㎡以上 ■更新：①既存施設の全部除却の場合、新たな敷地面積9,000㎡以上 ②既存施設の一部撤去の場合、敷地面積の増加4,500㎡以上 かつ 増設後敷地面積9,000㎡以上 ③新たな施設の建築面積3,000㎡以上(④を除く) ④建築面積の増加1,500㎡以上 かつ 更新後建築面積3,000㎡以上
手続段階	着工後

事業概要

・工場の設置

変更の内容・経緯	・敷地面積、建築面積、延床面積の変更 ・緑地等面積の変更

基本的諸元及びその他の諸元の変更　　※太線枠内：基本的諸元

項目	変更前(A)	⇒	**変更後(B)**	増減(B)-(A)
①敷地面積	42,360㎡	⇒	**43,550㎡**	+1,190㎡（+2.8%）
②建築面積	20,260㎡	⇒	**20,260㎡**	―
③延床面積	41,330㎡	⇒	**41,330㎡**	―

変更届の要否判断

＜**要件①の確認**＞

１．基本的諸元が10%以上増加する変更があるか？　→いいえ

２．環境に相当程度影響を及ぼすおそれがあるか？　→はい

⇒**要件①に該当する**

＜**要件②の確認**＞

◇関係区市町村長が追加されるか？　→いいえ

⇒**要件②には該当しない**

＜**要件③の確認**＞

◇工期を変更するか？　→いいえ

⇒**要件③には該当しない**

＜**要件④の確認**＞

１．環境影響評価の項目を追加するか？　→いいえ

２．予測条件が変化するか？　→はい。ただし予測条件が変化する項目が定性的評価を行う項目であり影響試算は行えないため**要件④に該当しない**

要否判断結果：要件①に該当するため、変更届は必要

予測・評価の内容

項目	予測(影響試算)の内容	評価の内容
陸上植物	・敷地面積が増加することにより、直接改変域が変わる ・変更の程度は数%であるが、増加する敷地に保全対象種の生育地があるため、改めて予測評価が必要	◇影響は少ない ・増加する敷地に注目される植物種が生育するが、事業計画及び工事中の配慮により生育環境の荒廃は避けられる

解説

・工場の敷地面積の変更の事例である。

・変更の程度は限られているが、増加する敷地に注目される植物種の生育が確認されていることから、注目される植物種への影響を定性的に予測し、評価を行っている。

・動植物や景観など、明確な数値基準で影響を判断するのではなく、ある程度定性的に予測評価を行う項目については、要件①で判断することとなる。
・この事例の場合は、変更の規模が基本的諸元の10%未満であるが、増加する敷地に保全対象である植物種の生育地があるため、「環境に相当程度影響を及ぼすおそれがある」と判断しており、要件①に該当するため変更届が必要となる。
・定性的評価を行う項目については、影響の定量的な試算を行わないため要件④での判断は行わない。

変更届の事例２：要件①に該当のケース

事業種	住宅団地の設置及び高層建築物の設置
対象事業の要件（基本的諸元）	■設置：住宅戸数1,500戸以上　■（新設）高さ100ｍ超
手続段階	着工後
事業概要	
・住宅団地の建替え	
変更の内容・経緯	・建物高さ他建築計画の変更。 ・緑地面積等土地利用計画の変更

基本的諸元及びその他の諸元の変更　※太線枠内：基本的諸元

項目	変更前(A)	⇒	**変更後(B)**	増減(B)-(A)
①最高高さ	約120m	⇒	**約40m**	-80m（-67%）
②延べ面積	約207,000㎡	⇒	**約178,000㎡**	-29,000㎡（-14%）
③計画地面積	約157,000㎡	⇒	**約138,950㎡**	-18,830㎡（-12%）
④建設棟数	31棟	⇒	**30棟**	-1棟（-3%）
⑤駐車場台数	約1,500台	⇒	**約800台**	-700台（-47%）
⑥住宅戸数	3,100戸	⇒	**2,800戸**	-300戸（-10%）

変更届の要否判断

＜**要件①の確認**＞
1．基本的諸元が10%以上増加する変更があるか？　→いいえ
2．環境に相当程度影響を及ぼすおそれがあるか？　→はい
⇒**要件①に該当する**

＜**要件②の確認**＞
◇関係区市町村長が追加されるか？　→いいえ
⇒**要件②には該当しない**

＜**要件③の確認**＞
◇工期を変更するか？　→いいえ
⇒**要件③には該当しない**

＜**要件④の確認**＞
1．環境影響評価の項目を追加するか？　→いいえ
2．予測条件が変化するか？　→はい。【影響試算の実施】
ただし定性的評価を行う項目（生物・生態系、景観）は、影響試算は行えないため**要件④に該当しない**
3．評価の内容が変化するか？　→はい
⇒**要件④に該当する**

要否判断結果：要件①④に該当するため、変更届は必要

予測・評価の内容

項目	予測(影響試算)の内容	評価の内容

生物・生態系	・土地利用計画、建物配置計画見直しに伴い、緑化面積が減少することから予測評価の見直しが必要。	◇影響は少ない ・緑化面積（-26.7%）、緑の体積（-24%）は減少するが、保存樹木、植栽樹木等を中心に緑地の保全を行うことにより現況の緑は継承・保全される。
日影	・予測条件である建物の位置、形状等に変更が生じたため、影響範囲が変わることから、予測評価の見直しが必要。	◇影響は低減される ・最高高さが低くなったことにより、一部の地点において日影が低減される。 ・日影のかかる地点に変化は生じるが、評価の指標は満足する。
景観	・予測条件である建物の位置、形状等に変更が生じたため、眺望に変化が生じる地点があり、予測評価の見直しが必要。	◇影響は変わらない ・計画地及び地域景観の特性に変化はない。 ・近景域においては、ほとんどの地点で視野に占める割合は小さくなり、一部で微増となるが、圧迫感の程度に変化はない。

解説

・高層建築物の建設、住宅団地の建設の建築計画、土地利用計画の変更事例である。
・高層建築物を取りやめ、敷地を約１０％縮小するなどから建築物の位置・形状、緑化面積の縮小が生じるため、生物・生態系、景観について影響を定性的に予測し、評価を行い、日影について等時間日影図から定量的な評価を行っている。
・この事例の場合は、変更の内容が基本的諸元の減少であるが、緑化面積の減少、日影、景観について形状・配置の変更による影響地点の変化があるため、「環境に相当程度影響を及ぼすおそれがある」と判断しており、要件①に該当するため変更届が必要となる。また、日影について新たな影響地点が出現することから、④にも該当することとなる。
・風環境については、最高高さが60m未満となり、周辺建物高さとも同程度となったことから著しい影響を及ぼすおそれが低減したため、見直しは行っていない。

変更届の事例３：要件③④に該当のケース

事業種	高層建築物の設置
対象事業の要件 （基本的諸元）	■新設：高さ100m超（階段室・昇降機塔等を含む） かつ 延べ面積10万㎡超（駐車場面積含む） （特定の地域）高さ180m超（階段室・昇降機塔等を含む） かつ 延べ面積15万㎡超（駐車場面積含む） ■更新：新たな建築物の高さ100m超(同上)かつ延べ面積10万㎡超(同上) （特定の地域）高さ180m超（階段室・昇降機塔等を含む） かつ 延べ面積15万㎡超（駐車場面積含む）
手続段階	着工前

事業概要

・高層建築物の新築

変更の内容・経緯	・工期変更（短縮） ・施工計画、工事工程の変更

基本的諸元及びその他の諸元の変更　※太線枠内：基本的諸元

項目	変更前(A)	⇒	**変更後(B)**	備考
①最高高さ	約189m	⇒	—	—
②延べ面積	約221,000㎡	⇒	—	—
③計画地面積	約19,820㎡	⇒	—	—
④建築面積	約8,800㎡	⇒	—	—
⑤駐車場台数	約630	⇒	—	—

変更届の要否判断

＜**要件①の確認**＞

1．基本的諸元が10%以上増加する変更があるか？　→いいえ

2．環境に相当程度影響を及ぼすおそれがあるか？　→いいえ

⇒**要件①には該当しない**

＜**要件②の確認**＞

◇関係区市町村長が追加されるか？　→いいえ

⇒**要件②には該当しない**

＜**要件③の確認**＞

◇工期を変更するか？　→はい

⇒**要件③に該当する**

＜**要件④の確認**＞

1．環境影響評価の項目を追加するか？　→いいえ

2．予測条件が変化するか？　→はい【影響試算の実施】

3．評価の内容が変化するか？　→はい

⇒**要件④に該当する**

要否判断結果：要件③④に該当するため、変更届が必要

予測・評価の内容

項目	予測(影響試算)の内容	評価の内容
騒音・振動	建設機械の稼働 ・ピーク時期における建設機械の同時稼働台数、種類、稼働位置などが変更となるため、予測評価の見直しが必要。	【騒音】 ◇影響は変わらない。 ・予測結果の最大値に変更なし。 ・解体中の騒音最大レベル出現地点が変わり、新たな影響範囲が出現。 【振動】 ◇影響は変わらない。 ・予測結果の最大値に変更なし。 ・解体中の振動最大レベル出現地点が変わり、新たな影響範囲が出現。

解説

・工期の変更により変更届対象となった事例である。

・工期変更に伴い施工計画（工事用車両台数、建設機械台数の変更）、工事工程（工期短縮）が変更となり、ピーク時の工事用車両台数、建設機械同時稼働台数及び年間汚染物質排出量は減少する一方、建設機械の種類、稼働位置が変更となることから、建設機械の稼働について騒音・振動の影響を試算。

・試算の結果、解体時の騒音最大レベル出現地点が西側敷地境界から南側敷地境界に、振動最大レベル出現地点が北側敷地境界から西側敷地境界へそれぞれ変更。

・騒音・振動ともピーク時期における最大レベルの変化はないが、配慮すべき施設に近接した地点（南側敷地境界側）が新たに出現地点となり、「環境保全措置の徹底」を追記。

・大気汚染や騒音・振動など、明確な数値基準で影響を判断するものは定量的に予測・評価(影響試算)を行い、要件④で判断することとなる。

・騒音・振動について最大レベル出現地点が変更となり、評価の内容が変わるため要件④にも該当。

変更届の事例４：要件③④に該当のケース

事業種	高層建築物の設置
対象事業の要件（基本的諸元）	■新設：高さ100m超（階段室・昇降機塔等を含む）　かつ　延べ面積10万㎡超（駐車場面積含む）

	（特定の地域）高さ180m超（階段室・昇降機塔等を含む） かつ 延べ面積15万㎡超（駐車場面積含む） ■更新：新たな建築物の高さ100m超(同上)かつ延べ面積10万㎡超(同上) （特定の地域）高さ180m超（階段室・昇降機塔等を含む） かつ 延べ面積15万㎡超（駐車場面積含む）
手続段階	着工後

事業概要

・高層建築物の新築

変更の内容・経緯	・工期変更（延長） ・工事工程、工事時間帯（夜間工事の実施）及び建設機械、工事用車両台数を変更

基本的諸元及びその他の諸元の変更　　※太線枠内：基本的諸元

項目	変更前(A)	⇒	**変更後(B)**	備考
①最高高さ	約280m	⇒		変更なし
②延べ面積	約385,600㎡	⇒		〃
③計画地面積	約19,000㎡	⇒		〃
④建築面積	約14,900㎡	⇒		〃
⑤駐車場台数	約400	⇒		〃

変更届の要否判断

＜**要件①の確認**＞

1．基本的諸元が10%以上増加する変更があるか？　→いいえ

2．環境に相当程度影響を及ぼすおそれがあるか？　→いいえ

⇒**要件①には該当しない**

＜**要件②の確認**＞

◇関係区市町村長が追加されるか？　→いいえ

⇒**要件②には該当しない**

＜**要件③の確認**＞

◇工期を変更するか？　→はい

⇒**要件③に該当する**

＜**要件④の確認**＞

1．環境影響評価の項目を追加するか？　→いいえ

2．予測条件が変化するか？　→はい【影響試算の実施】

3．評価の内容が変化するか？　→はい

⇒**要件④に該当する**

要否判断結果：要件③④に該当するため、変更届が必要

予測・評価の内容

項目	予測(影響試算)の内容	評価の内容
大気汚染	建設機械の稼働 ・夜間工事の実施及び汚染物質排出量が変更となることから、予測評価の見直しが必要。 工事用車両の走行 ・夜間工事の実施及び工事車両台数が最大となる時点の走行台数が変更となることから、予測評価の見直しが必要。	建設機械の稼働 ◇影響は変わらない。 ・建設機械の稼働に伴う汚染物質の将来濃度（年平均値）は同程度。 ・夜間の気象条件を加味したことで風向出現率が変わり、新たな地点に最大濃度が出現。 工事用車両の走行 ◇影響は変わらない。 ・工事用車両の走行に伴う汚染物質の将来濃度（年平均値）は同程度。

騒音・振動	建設機械の稼働 ・建設機械のパワーレベル合成値及び振動レベル合成値が最大となる時点及び建設機械稼働台数が最大となる時点において、種類及び台数が変更となることから予測評価の見直しが必要。 工事用車両 ・夜間工事の実施及び工事用車両台数が最大となる時点の走行台数が変更となることから、予測評価の見直しが必要。	【騒音】 建設機械の稼働 ◇昼間時間帯の影響は変わらない。なお、夜間時間帯の影響は指標を下回る。 ・保全措置の実施により影響は低減される。 工事用車両 ◇昼間時間帯の影響は変わらない。なお、夜間時間帯の影響は概ね昼間時間帯と同程度。 ・夜間時間帯の騒音レベル増加分は１dB未満～１dB。 【振動】 建設機械の稼働 ◇昼間時間帯の影響は変わらない。なお、夜間時間帯の影響は指標を下回る。 工事用車両 ◇影響は変わらない。 ・夜間時間帯の騒音レベル増加分は１dB未満。
解説		
・工期の変更により変更届対象となった事例である。 ・工期の変更に伴い、工事工程、工事時間帯（夜間工事の実施）、ピーク時の建設機械、工事用車両台数が変わることで大気汚染、騒音・振動の予測条件が変わるため、予測の見直しを行っている。 ・大気汚染については、夜間の気象条件を加味したことで最大値が変更前の北側敷地境界から南側敷地境界に出現し、評価の内容に変更が生じるため要件④に該当。 ・騒音・振動では、工事用車両については、夜間走行時間帯を新たに予測に加えたことから要件④に該当。		

変更届の事例５：要件④に該当のケース

事業種	高層建築物の設置			
対象事業の要件 （基本的諸元）	■新設：高さ100m超（階段室・昇降機塔等を含む） かつ 延べ面積10万㎡超（駐車場面積含む） （特定の地域）高さ180m超（階段室・昇降機塔等を含む） かつ 延べ面積15万㎡超（駐車場面積含む） ■更新：新たな建築物の高さ100m超(同上)かつ延べ面積10万㎡超(同上) （特定の地域）高さ180m超（階段室・昇降機塔等を含む） かつ 延べ面積15万㎡超（駐車場面積含む）			
手続段階	着工後			
事業概要				
・高層建築物の新築				
変更の内容・経緯	・実施設計における詳細検討に基づき、建物の高さ・延べ面積・建築面積等を変更			
基本的諸元及びその他の諸元の変更				※太線枠内：基本的諸元
項目	変更前(A)	⇒	**変更後(B)**	備考
①最高高さ	約260m	⇒	**約240m**	-20m（-7%）
②延べ面積	約550,000㎡	⇒	**約555,000㎡**	+5,000㎡（+0.9%）
③計画地面積	約74,000㎡	⇒	**約78,000㎡**	+4,000㎡（+5%）
④建築面積	約30,000㎡	⇒	**約35,800㎡**	+5,800㎡（+19%）
⑤駐車場台数	約1,210 （住宅用約240台含む）	⇒	**約1,250台** （住宅用約450台含む）	+40台（+3%）
変更届の要否判断				
＜**要件①の確認**＞				

1．基本的諸元が10%以上増加する変更があるか？　→いいえ
2．環境に相当程度影響を及ぼすおそれがあるか？　→いいえ
⇒**要件①には該当しない**

＜要件②の確認＞
◇関係区市町村長が追加されるか？　→いいえ
⇒**要件②には該当しない**

＜要件③の確認＞
◇工期を変更するか？　→いいえ
⇒**要件③には該当しない**

＜要件④の確認＞
1．環境影響評価の項目を追加するか？　→いいえ
2．予測条件が変化するか？　→はい【影響試算の実施】
3．評価の内容が変化するか？　→はい
⇒**要件④に該当する**

要否判断結果：要件④に該当するため、変更届が必要

予測・評価の内容

項目	予測(影響試算)の内容	評価の内容
日影	・建築物の最高高さは減少するが、建物の形状など日影の予測条件が変化	◇大きい変化なし ・一部に2時間以上の日影が及ぶが、3時間以上の日影が及ぶ範囲は計画地内
電波障害	・建築物の最高高さは減少するが、建物の形状など電波障害の予測条件が変化	◇影響は軽微 ・最も影響を与える建築物の高さを低くしたため、影響は軽微
風環境	・予測条件である建物の高さ、形状が変化 ・最高高さは減少するが、風環境の影響は高さの減少により必ずしも減少しない	◇新たな影響範囲が発生する ・許容ランクを超える地点が変更前から1地点増える ・許容ランクを超える地点では植栽・手すり・フェンスの設置や立入制限等の措置で対応
景観	・最高高さは減少するが、景観構成要素である建物の形状が変化する	◇影響の変化なし ・地域の主要な景観構成要素を改変しない ・地域の景観特性に変化はない

解説

・高層建築物において、基本的諸元である高さと延べ面積の変更を行った事例である。
・建築物の高さが約20m低くなる一方、建築面積が増加し、施設形状や出現する位置は変わることから、日影、電波障害、風環境及び景観の予測条件が変わるため、これらについて影響試算を行っている。
・日影、電波障害及び景観は、影響の変化はほとんどないが、風環境については、許容ランクを超える値の場所が増え、環境保全措置を講じることとしている。
・風環境については影響が増加しており、評価の内容が変わるため要件④に該当し、変更届が必要となる。

変更届の事例６：届出不要に該当のケース

事業種	廃棄物処理施設（ごみ処理施設）の設置又は変更
対象事業の要件（基本的諸元）	■設置：施設の種類ごとの処理能力200t/日以上 ■増設（施設更新を除く）：増加する施設の種類ごとの処理能力100t/日以上かつ増設後の処理能力200t/日以上 ■更新：①新たな施設の種類ごとの処理能力200t/日以上(②を除く)

	②増加する施設の種類ごとの処理能力100t/日以上かつ更新後の処理能力200t/日以上
手続段階	着工後

事業概要

・清掃工場の更新

変更の内容・経緯	・事業計画の変更（車両出入口を入車、出車分離から1ヶ所へ集約）

基本的諸元及びその他の諸元の変更　※太線枠内：基本的諸元

項目	変更前(A)	⇒	**変更後(B)**	増減(B)-(A)
①処理能力	300t/日	⇒	—	—
②処理能力	—		—	—
③敷地面積	約23,000㎡		—	—
④建築面積	約6,950㎡		—	—
⑤最高高さ（工場棟）	約30m		—	—
⑥煙突高さ	約150m		—	—

変更届の要否判断

＜**要件①の確認**＞

1．基本的諸元が10%以上増加する変更があるか？　→いいえ

2．環境に相当程度影響を及ぼすおそれがあるか？　→いいえ

⇒**要件①には該当しない**

＜**要件②の確認**＞

◇関係区市町村長が追加されるか？　→いいえ

⇒**要件②には該当しない**

＜**要件③の確認**＞

◇工期を変更するか？　→いいえ

⇒**要件③には該当しない**

＜**要件④の確認**＞

1．環境影響評価の項目を追加するか？　→いいえ

2．予測条件が変化するか？　→はい。【影響試算の実施】

3．評価の内容が変化するか？　→いいえ

⇒**要件④に該当しない**

要否判断結果：要件①～④に該当しないため、変更届は不要

予測・評価(影響試算)の内容

項目	予測(影響試算)の内容	評価の内容
大気汚染（関連車両）	・経路変更により断面交通量に増減が生じることで予測条件が変更。	◇予測結果に変化はない ・断面交通量は増加するが、大気中濃度（NO_2、SPM）に変化はない。
騒音・振動（関連車両）	・経路変更により断面交通量に増減が生じることで予測条件が変更。	◇予測結果に変更はない ・断面交通量は増加するが、騒音・振動の増加はともに1dB未満であり、予測、評価の内容に変更はない。

解説

・事業計画（関連車両走行経路）の変更事例である。

・評価書時点の計画では出口、入口を別にしていたが関係機関との協議の結果1ヶ所に集約。

・出入りする清掃車両台数に変更はないが、出入口を一ヶ所に集約したことに伴い一部の車両で走行経路の変更あり、予測地点の断面交通量に増減が生じ、予測条件の変更となったため影響試算を実施。

・大気汚染や騒音・振動など、明確な数値基準で影響を判断するものは定量的に予測・評価(影響試算)を行い、要件④で判断することとなる。

・この事例の場合は、影響試算の結果、二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る将来予測濃度（年平均値）に変更はなく、騒音・振動の増加は1dB未満であることから予測、評価の内容に変更はなく、要件④に該当しな

いため変更届は不要となる。

改訂履歴

版数	改版日	該当箇所	改定概要
初　版	令和２年７月１日	―	・新規作成

第2版	令和3年4月1日	・表2「対象事業別基本的諸元一覧」 ・表2「対象事業別基本的諸元一覧」備考 ・変更届の要件等のQA「A17」	・表2「対象事業別基本的諸元一覧」について、改正別表1（令和3年1月1日施行）の内容を反映した。 ・表2「対象事業別基本的諸元一覧」備考を追加し、知事が定める行為を記載した。 ・変更届の要件等のQA「A17」を一部修正した。
第3版	令和3年12月1日	・変更届の事例	・事例2、3、5を追加
第4版	令和5年 3月31日	・変更届の事例	・事例4を追加